

不妊治療支援事業申請書

令和 年 月 日

多久市長 様

申請者 住所

氏名

印

関係書類を添えて、次のとおり不妊治療費の助成を申請します。

この申請書の記載事項に相違ありません。

佐賀県不妊治療費助成事業による助成金の交付状況について、佐賀県に照会を求めると及び助成対象となった不妊治療に関して実施医療機関に照会することについて同意します。

	夫	妻
ふりがな 氏名	印	印
生年月日	年 月 日	年 月 日
住所	〒	〒
電話番号		
不妊治療に要した費用	※受診等証明書に記載された金額と同額であること。 円	

添付書類 ※ 該当する番号を○で囲んでください。

- 1 不妊治療支援事業に係る受診等証明書(様式第2号)
- 2 不妊治療支援事業助成金請求書(様式第3号)
- 3 住民票謄本(続柄及び本籍の記載のあるもの)
- 4 戸籍謄本又は戸籍の全部事項証明書
- 5 その他()

※ お預かりした個人情報厳重に管理し、不妊治療支援事業のために使用します。上記の場合を除き、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

○ 市記入欄

受給者番号	第 一 号	備考
受理日	年 月 日	
決定日	年 月 日	

申請書記入の注意事項

- 1 夫及び妻双方の合意に基づき申請してください。助成金の交付は、戸籍法の規定による婚姻の届出をされている夫婦の方を対象としています。いわゆる事実婚の方は助成対象になりません。
- 2 申請日において、夫若しくは妻のいずれか一方又は両方が1年以上前から引き続き市の住民基本台帳に登録されていること。ただし、同一の不妊治療に係る費用について、他の市区町村から助成を受けている者、又は他の市区町村に助成を申請しようとしている者を除く。
- 3 助成の対象となる不妊治療費は、配偶者間で行った、体外受精又は顕微受精で健康保険が適用されない不妊治療で、社団法人日本産科婦人科学会に登録されている医療機関で行った治療です。(但し、医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中断した場合についても助成の対象とします。)
- 4 助成金の額の上限は、1年度(4月から3月まで:申請日基準)あたり、医療機関に支払われた不妊治療費の額(医療機関が証明した額)から、佐賀県不妊治療支援事業助成金を差し引いた額と、10万円または5万円とを比較して少ない方の額です(不妊治療支援事業に係る受診等証明書に記載された治療内容の1、2、4、5の場合は10万円、3、6、の場合は5万円とします)。ただし1年度目は3回、2年度目以降は2回を限度とし、通算して10回を超えないものとします。また助成期間は5年度を限度とします。(医療機関に支払った費用(胚の凍結料、入院費、食事代及び証明手数料を除きます。))
- 5 助成金の申請は、治療が終了した日から1年以内に行ってください。
- 6 助成金の申請は、申請書(様式1号)に、不妊治療費を医療機関に支払われる際、医療機関から受けた証明書(様式2号)、請求書(様式3号)と下記の必要書類を添えて健康増進課健康増進係に提出してください。このとき、申請される方の印鑑、振込みを希望する預金通帳又はその写しを持参してください。(口座名義人や口座番号の確認のため)

ただし振り込みを希望する預金口座の名義は、請求される方の氏名と同じものにしてください。

・必要書類①

種 別	提出が必要な書類
夫及び妻が日本国籍を有し、かつ同一世帯に属する場合	夫又は妻が世帯主の場合 住民票謄本(続柄の記載のあるもの)
	夫又は妻のいずれも世帯主でない場合 住民票謄本(続柄及び本籍の記載のあるもの) 戸籍謄本又は戸籍の全部事項証明書(配偶者の兄弟姉妹が同居している等の理由で、上記住民票謄本では夫婦であることが確認できない場合のみ)
夫及び妻が日本国籍を有し、かつ、別世帯に属する場合	夫及び妻の住民票抄本 戸籍謄本
夫又は妻のいずれか一方が外国人である場合	住民票謄本(続柄及び本籍の記載のあるもの) 日本国籍を持つ配偶者の戸籍謄本又は戸籍の全部事項証明書
夫及び妻が外国人である場合	住民票謄本(続柄の記載のあるもの) 婚姻を証明する書類

※ 上記書類は交付日から3か月以内のものを有効とします。

・必要書類②

佐賀県へ不妊治療費助成の申請する場合は、決定通知書または不承認通知書

・必要書類③

治療費の領収書

* 詳細については多久市 健康増進課 (☎75-3355) までお問い合わせください。